

足利市長 あて

誓 約 書

足利市中小企業者等電力価格高騰対策支援金の申請に当たり、下記事項について誓約します。

記

- 1 足利市内に事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（日本標準産業分類における中分類 01 農業を除く）で、申請時点において**営業の実態があり、今後も事業を継続します**。また、許可又は認可を必要とする事業については、関係行政庁の許可又は認可を得て営業しています。
- 2 市内事業所において、**事業用に使用するために電気料金の契約**をしており、事業経営において電力価格高騰の影響を受けています。
- 3 下記(1)から(5)の支援金等の申請対象となる施設を保有する事業者ではありません。また、下記支援金等の申請及び受給の有無について、市の他部署および他の公的機関に調査することに同意します。
 - (1) 足利市放課後児童クラブ光熱費物価高騰対策支援金
 - (2) 足利市民間保育園等光熱費物価高騰対策支援金
 - (3) 足利市学校給食物価高騰対策支援金
 - (4) 栃木県老人福祉施設協議会介護施設等物価高騰対策支援助成金
 - (5) 令和 4 年度栃木県障害福祉施設等物価高騰対策支援金
- 4 支援金の申請に関して**提出する書類内容等に虚偽はありません**。また、提出した書類は、いかなる場合も返還されないことに同意します。
- 5 支援金の審査のために追加資料の提出を求められた場合は、その求めに応じます。
- 6 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、足利市暴力団排除条例第 2 条第 3 号又は第 6 号に規定する者に該当しません。
- 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種を営む者（同法第 2 条第 6 項第 4 号に規定するものを営む者を除く）に該当しません。
- 8 令和 2 年 1 月 31 日までに納期限が到来した**市税等に滞納はありません**。また、審査のため、市が有する住民登録等の情報及び市税の納付状況について調査することに同意します。
- 9 書類の不備等があり、申請者が必要書類の提出又は関係書類の補正等について応じない場合や連絡が取れない場合において、その期間が 30 日間続いたときは、申請が取り下げられたものとみなすことに同意します。
- 10 交付要件に該当しない**事実や不正等が発覚した場合は、支援金を直ちに返還します**。

年 月 日 申請者 住所
氏名

* 法人の場合は、企業名・代表者職氏名をご記入ください。